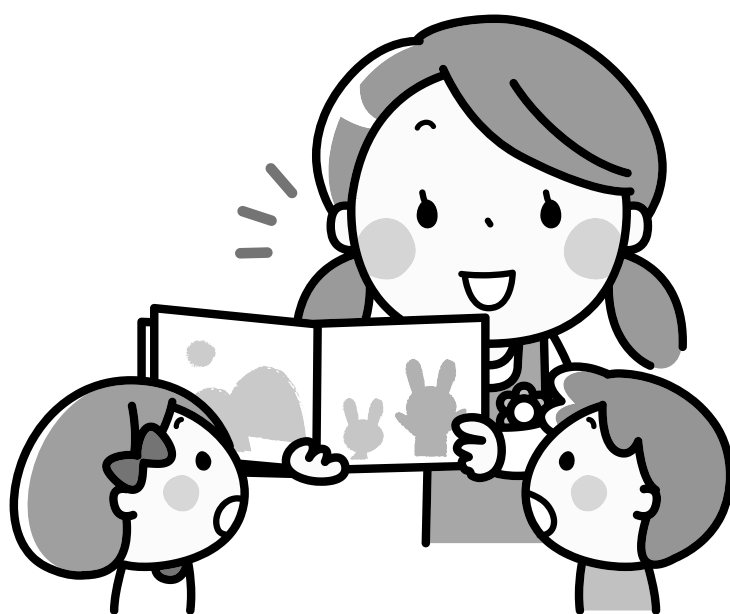


保育園等のご案内



1 保育の必要性の認定について

◆ 子どものための教育・保育給付認定

「幼稚園（新制度に移行した施設のみ）」、「保育園」、「認定こども園」、「地域型保育」を利用するためには、保護者の居住する市区町村に申請を行い、「認定」を受ける必要があります。申請を受け付けた市区町村は、3つの区分による「認定」を行い、区分に応じて利用可能な施設が決まります。

認定区分	年齢	必要性	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望(1日当たり4時間程度)	幼稚園(新制度移行) 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 保育施設で保育を希望	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、 保育施設で保育を希望	保育園・認定こども園 地域型保育

※ 保育園と幼稚園など、保育と教育を併願する場合には、2号認定として申請してください。

※ 年齢によって認定区分が異なるため、3号認定は満3歳の誕生日の前々日が認定の期限となります。なお、満3歳になることによる認定の切り替えの手続きは必要ありません。

◆ 保育の必要な事由(2号または3号)

「保育園」「認定こども園(保育利用)」「地域型保育」(以下「保育園等」という。)を利用するためには、保護者が「保育の必要な事由」として下記のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要性の認定は、保育園等の申込みに必要ですが、入所を保証するものではありません。

事由	内容	必要量 ^{※1}	期間
労働	常時 ^{※2} 仕事をしている場合	標準・短	事由に該当する間
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産直後で、子どもを保育できない場合	標準	出産月および産前2か月、産後2か月の合計5か月間
疾病・障害	病気、負傷または心身に障害があるため子どもの保育ができない場合	標準	事由に該当する間
介護・看護	病気、負傷または心身に障害のある親族などがいるため、常時 ^{※2} その人の介護または看護をしなければならない場合	標準・短	事由に該当する間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合	標準	事由に該当する間
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合	短	入所日から起算して90日を経過する日の属する月の末日まで
就学・訓練	常時 ^{※2} 就学または職業訓練を受けている場合	標準・短	事由に該当する間
支援家庭	子どもへの虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合	標準	事由に該当する間
育児休業	育児休業の取得時に既に保育園等を利用しており、継続利用が必要である場合	短	69ページ参照
その他	市長が認める他の事由に類する状態にあるため、子どもの保育ができない場合	標準・短	事由に該当する間

※1 「必要量」については、右ページをご参照ください。

※2 「常時」とは、保育の必要な事由に要する時間が、月64時間以上あることをいいます。

2 保育必要量の認定について

保育の必要性の認定と併せて、保育の必要量を標準時間または短時間に認定します。

区分	労働等時間の基準	労働等時間	保育利用可能な時間
保育標準時間	主にフルタイム労働等	月 120 時間以上	1 日当たり 11 時間程度の利用 (月最大 292 時間)
保育短時間	主にパートタイム労働等	月 120 時間未満	1 日当たり 8 時間程度の利用 (月最大 212 時間)

※1 保育標準時間と保育短時間は利用時間のほか、利用者負担額が異なります。(73ページ参照)

※2 労働等時間が月 120 時間に満たない場合でも、以下の例のように保育短時間の保育時間外(「3 保育時間について」参照)の労働等を常態としており、延長保育料が発生する時間帯での利用が必要であると判断できる場合には、保育標準時間を希望することも可能です。

ただし、保育園等を利用できるのは、保育の必要な事由に該当する時間に限ります。

【例】① 週5日 14:00 ~ 18:00 の4時間勤務をしている場合(月 80 時間相当)

② 週4日 8:00 ~ 15:00 の7時間勤務をしている場合(月 112 時間相当)

利用者負担額と延長保育料の試算

- ①の例で、2歳児クラスの第1子が保育園等に通所している

- 利用者負担額の階層が、C11 階層である

標準時間：利用者負担額 38,300 円のみ

短時間：利用者負担額 37,600 円 + 16:30 以降の延長保育料 2,000 円(月額)

上記の延長保育料額は一例です。実際の延長保育料は施設によって異なりますので、「延長保育料・特別延長保育料一覧」(77~79ページ)をご確認ください。

※3 求職活動、育児休業の認定の場合、保育の必要量は原則として「短時間」になります。

※4 保育の必要な事由や必要量の変更がある場合は、変更月の前月末までにお手続きください。

3 保育時間について

◆ 保育時間

保育園等は、保育の必要な事由(32ページ参照)に該当し、教育・保育給付認定を受けた方が利用できる施設です。保育必要量の認定により、利用できる時間が異なります。

保育必要量	保育時間 ※一部の施設において異なる場合があります。
保育標準時間	7:00 ~ 18:00 の間で <u>保育が必要な時間</u>
保育短時間	8:30 ~ 16:30 の間で <u>保育が必要な時間</u>

※1 上記の保育時間外に保育園等を利用(延長保育)する場合、延長保育料が発生する施設があります。詳細は、「延長保育料・特別延長保育料一覧」(77~79ページ)をご確認ください。

※2 上記の保育時間一杯の利用を保障するものではありません。実際の利用時間は、通勤時間や労働時間等の、保育の必要な事由、お子さんの年齢や発達・健康状態等に応じて保育園等が決定することになります。なお、保育の必要な事由に該当しない日(仕事がお休み等)につきましては、原則、ご家庭での保育になります。

※3 通勤時間や労働時間等により、さらに保育が必要となる場合、上記時間以外でも保育園等の開所時間内であれば利用が可能です。各保育園等にご相談ください。

◆ 開所時間

各保育園等の開所時間・曜日については、「市内保育園等一覧」(140~143ページ)をご覧ください。なお、一部の施設においては、土曜日の保育を行っていないのでご注意ください。

4 保育園等にかかる申請から入所までの流れ



5 令和6年度教育・保育給付認定および利用調整申請受付期間

4月1次申請は1年で申請件数が最も多く、窓口が大変混雑します。特に締切日付近には、多くの方が申請に来るため、申請するのに長時間お待ちいただく状況がございます。また、郵送でご提出いただいた書類に不備が多く、締切日までに修正が間に合わないという状況もございます。

現状の問題を踏まえ、令和6年度4月1次申請は次のとおりとなります。他の利用調整の受付と申請期間が異なりますのでご注意ください。

なお、郵送又は窓口の申請期間外にあった申請は、受け付けや指数への反映ができないことがあります。

令和6年度4月1次

○郵送受付 10月16日（月） ～ 11月2日（木）（必着）

※**窓口受付開始まで**混雑緩和のため、窓口で令和6年度の申請書を記入することはできません。お手数ですが、一度お持ち帰りいただき窓口受付期間中に提出するか郵送にてご提出ください。

※**郵送期間中**に提出された申請に不備又は不足書類があった場合は、市から連絡を行います。修正締切日までに内容の不備等が修正された場合、4月1次申請として受付します。期限までに不備等が修正されない場合は、受け付けや指数に反映ができないことがあります。

郵送受付修正締切日 令和5年11月24日（金）（必着）

※郵送で申請した場合の不備の修正は、保育課から指定した内容に限ります。それ以外の修正を行う場合は変更申請が必要となります。なお、変更申請は市で受領した日が属する窓口受付期間（4月1次申請のみ郵送受付期間を含む。）の利用調整から反映します。

○窓口受付 10月30日（月） ～ 11月17日（金）

※窓口受付に修正期間はありません。

令和6年度申請受付期間

入所月		窓口受付期間※1	入所月	窓口受付期間
4月	1次	上記をご参照ください。	9月	6月21日（金）～ 7月19日（金）
	2次	11月20日（月）～ 2月16日（金）	10月	7月22日（月）～ 8月20日（火）
5月		2月21日（水）～ 3月19日（火）	11月	8月21日（水）～ 9月20日（金）
6月		3月21日（木）～ 4月19日（金）	12月	9月24日（火）～ 10月18日（金）
7月		4月22日（月）～ 5月20日（月）	1月・2月	10月21日（月）～ 11月20日（水）
8月		5月21日（火）～ 6月20日（木）	3月※2	11月21日（木）～ 1月20日（月）

※1 郵送での申請の場合、昨今の郵便事情等を考慮し、締切月の15日消印を有効（4月1次を除く）といたします。お早目にご投函ください。ただし、消印日が15日以後でも窓口締切日までに届いた郵便物については直近の利用調整での受付をいたします。（海外からの送付は、事前にご相談ください）

※2 3月入所は利用内定という結果はありません。

【令和6年度クラス編成】

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	0歳児早見表参照	3歳児	R 2. 4. 2 ~ R 3. 4. 1
1歳児	R 4. 4. 2 ~ R 5. 4. 1	4歳児	H31. 4. 2 ~ R 2. 4. 1
2歳児	R 3. 4. 2 ~ R 4. 4. 1	5歳児	H30. 4. 2 ~ H31. 4. 1

【0歳児入所可能月齢早見表】

入所月	2か月以上	8か月以上
R6. 4	R6. 2. 1以前生まれ	R5. 8. 1以前生まれ
R6. 5	R6. 3. 1以前生まれ	R5. 9. 1以前生まれ
R6. 6	R6. 4. 1以前生まれ	R5. 10. 1以前生まれ
R6. 7	R6. 5. 1以前生まれ	R5. 11. 1以前生まれ
R6. 8	R6. 6. 1以前生まれ	R5. 12. 1以前生まれ
R6. 9	R6. 7. 1以前生まれ	R6. 1. 1以前生まれ
R6. 10	R6. 8. 1以前生まれ	R6. 2. 1以前生まれ
R6. 11	R6. 9. 1以前生まれ	R6. 3. 1以前生まれ
R6. 12	R6. 10. 1以前生まれ	R6. 4. 1以前生まれ
R7. 1	R6. 11. 1以前生まれ	R6. 5. 1以前生まれ
R7. 2	R6. 12. 1以前生まれ	R6. 6. 1以前生まれ
受入可能施設	民設民営保育園・認定こども園 地域型保育	公設公営保育園 公設民営保育園

※1 保育園でも、2歳児クラスまでの実施園や、0歳児クラスの保育を実施していない園があります。

※2 「以前」とは、その日を含みます。

(例) R6. 2. 1以前生まれ ⇒ R6. 2. 1生まれも含む

※3 公設公営保育園 … 市が設置し、市が運営している。(120~122ページ)

公設民営保育園 … 市が設置し、民間団体に運営を委託している。(118ページ)

民設民営保育園 … 民間団体が設置し、運営している。(100~117ページ)

地域型保育 … 民間団体が設置し、運営している。(126~138ページ)

認定こども園 … 民間団体が設置し、運営している。(30ページ)

6 申請に必要な書類

申請書類のダウンロードはこちら（朝霞市保育課HP）→



- ◆ 下記の必要書類を参考に、申請期間（35 ページ参照）を確認のうえ、保育課保育係へ提出してください。（窓口又は郵送）

なお、申請書類につきましては、朝霞市ホームページからダウンロードすることもできます。

- ①教育・保育給付認定申請および利用調整申請書類は児童1人につき、1部ずつ提出してください。
 - ②保育の必要な事由の証明書については、父母および同一世帯の祖父母（70歳未満*）が対象となります。
 - ③個人番号（マイナンバー）・課税資料については、父母および同一世帯・生計の祖父母が対象となります。
 - ④その他必要に応じて、保育園等入所に関して必要な書類を求める場合があります。
- ※ 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。

<教育・保育給付認定申請に関する必要書類確認表>

対象者	必要書類
教育・保育給付認定を受けていない方 （有効期限切れを含む）	教育・保育給付認定申請書（様式第1号）

<保育園等利用（調整）申請に関する必要書類確認表>

種類	対象者	必要書類
申請書	全 員	保育所等利用（調整）申請書（様式第1号）（希望施設記入用紙含む）
		入所に関する確認票（様式第2号） および 重要事項確認票
保育の必要な事由の証明書 ※1	労働（内定）をしている方	就労証明書
	上記に該当し、自営業の方	就労証明書 及び 自営であることが分かる書類 （直近年度の確定申告書等の写し または 開業届の写し及び直近1か月の収入が確認できる書類※2）
	病気や障害がある方	診断書（様式第4号） または 障害者手帳等の写し
	介護・看護をしている方	被介護者の診断書 ※3 または 障害者手帳、介護認定証等の写し および 介護・看護状況申告書（様式第5号）
	求職中（起業準備を含む）の方	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第6号）
	出産予定の方	母子健康手帳の写し等 （出産予定日と母の氏名が確認できる書類）
	就学（内定）している方	在学証明書（合格通知）の写し および 時間割等の写し
その他	全 員	個人番号確認資料の写し および 身元確認資料の写し ※4（39ページ参照）
	申請時点で他市区町村に住居登録がある方	市外からの申請に関する確認票 および 令和5年度住民税（非）課税証明書 ※5
	朝霞市に転入予定の方	転入誓約書（様式第7号） および 建物売買（賃貸借）契約書等の写し ※6
	生活保護を受給している方	生活保護受給者証の写し
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停（裁判）を証明する書類
	朝霞市外の保育園等の入所を希望する方	市外施設を申請する際の確認票
	両親ともに外国籍の方	外国籍の児童に関する確認票 ※7
	お子さんを認可外保育施設や有償で別世帯の親族・知人等に預けている方	保育室等在園証明書（様式第8号） （朝霞市指定家庭保育室月極利用者は提出不要）
	非自発的退職により求職中の方	雇用保険受給資格者証の写し
	保育士資格を持ち、朝霞市内の保育園等で保育従事者として労働（内定）している方	保育士証の写し または 保育士試験合格通知書等の写し
	上記に該当し、入所日から1年の間、継続して勤務することを誓約できる場合	保育士継続勤務誓約書（様式第3号）
	幼稚園教諭免許を持ち、朝霞市内の幼稚園で幼稚園教諭として労働（内定）している方	幼稚園教諭免許状の写し または 幼稚園教員資格認定試験合格通知書等の写し
	放課後児童支援員資格を持ち、朝霞市内の放課後児童クラブで放課後児童支援員として労働（内定）している方	放課後児童支援員認定資格証の写し または 放課後児童支援員研修修了証等の写し

保護者または同一世帯の親族が入院している方（出産・検査・短期除く）	現在、入院中であることを確認できる書類 （おおむね1か月以上入院の状態が続いていること）
申請児童、保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
DV等で住民票記載住所と異なる住所を居所としている方	居所情報登録届出書（様式第8号の2）

【注意事項】

- ※1 保育の必要な事由の証明書の有効期限は、証明日からおおむね3か月とします。
- ※2 原則確定申告書の写しをご提出ください。過去に確定申告をしたことがない方のみ、開業届の写しと直近1か月の事業収入が確認できる書類（通帳の写しや領収書の写し）をご提出ください。
- ※3 被介護者の診断書の様式は問いません。
- ※4 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、令和5年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和5年度の課税がされていない場合は、併せて令和4年中の収入が確認できる書類（給与明細等）を提出していただく必要があります。（※5参照）
- ※5 令和4年1月1日から12月31日までの収入に対し翌年の令和5年度に課税された内容をいい、原則として令和5年1月1日時点の住民登録地で発行されます。
なお、令和5年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和4年中の収入が確認できる書類（給与明細等）で代替できます。収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。
- ※6 契約者、転入先の住所および物件の引渡日が記載されている書類の写しが必要となります。また、保護者のいずれかの親族等が居住している物件に転入する場合、居住者がその旨を記載した申立書を提出してください。
- ※7 住民登録上、両親ともに外国籍として登録されている方は提出が必要です。両親のうちいずれかが日本国籍の場合は提出不要です。

個人番号（マイナンバー）の記載および資料の提示・提出について

マイナンバー制度（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）の実施により、下記の保育園等の利用申請関係書類に、父母および同一世帯・生計の祖父母の個人番号を記載していただく必要があります。

- ①「教育・保育給付認定 申請書（様式第1号）」
- ②「教育・保育給付認定 変更申請書（様式第8号）」
- ③「教育・保育給付認定 申請内容変更届出書（様式第11号）」

また、法令の規定により、他人のなりすまし等を防止するため、本人確認が必要となります。窓口で申請される方は、本人確認書類等の提示をお願いします。また、郵送で申請される方は、本人確認書類等の写しの提出をお願いします。

必要書類は以下のとおりです。

【提出対象者：父母および同一世帯・生計の祖父母】

個人番号確認資料	身元確認資料
個人番号カード	なし
個人番号通知カード	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真付き身分証明書（以下のうち1点） 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
個人番号が記載された住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書（以下のうち2点） 公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

※ 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、個人番号確認資料等の提出が難しい場合には、個人番号の記入および資料の提示・提出がなくても、申請の受付は可能です。ただし、朝霞市で令和5年度住民税を課せられていない方は、代替の書類として令和5年度住民税（非）課税証明書をご提出いただかないと、利用調整上不利に働くことがありますので、ご注意ください。（60 ページ参照）

※ 令和5年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和5年度の課税がされていない方は、個人番号を用いて税情報を取得することができないため、令和4年中の収入が確認できる資料（給与明細等）を提出していただく必要があります。また、収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。提出資料を基に、税額を課税担当課に確認のうえ推算します。

7 地域型保育の連携施設について

0～2歳児を対象とした小規模保育・事業所内保育等の地域型保育については、3歳児以降の受入れ先として、「連携施設」を設定することになっています。

朝霞市の現状では、設定されている施設と設定されていない施設があり、3歳児以降の取り扱いが異なります。

【連携施設設定状況】

令和5年10月16日現在

施設名	連携施設名	3歳児以降取り扱い	100点加点对象
めぐみ保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※ ¹	
さくらんぼ保育室	なし	新規申請	○
しらとり保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※ ¹	
さつき保育園	けやき保育園	連携施設進級※ ⁵	
エルアンジュ	あさかだいアンジュ保育園	連携施設進級※ ¹	
フェリーチェ朝霞園	なし	新規申請	○
ちゅうりっぷ園仲町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
メリーポピンス朝霞南ロルム	仲町どろんこ保育園	連携施設進級※ ¹	
朝霞本町エンゼル保育室	けやき保育園	連携施設進級※ ¹	
プチアンジュ	あさしがおかアンジュこども園	連携施設進級※ ¹	
幸町しらとり保育室	朝霞花の木幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
朝霞台エンゼル保育室	つくし保育園	連携施設進級※ ¹	
元気キッズ朝霞岡園	元気キッズ第二朝霞岡園	連携施設進級※ ¹	
さつき第二保育園	なし	新規申請	○
愛育園※ ²	白百合園【3名】	連携施設進級※ ¹	
	根岸幼稚園【1名】	連携施設進級または新規申請	○
どれみキッズハウス※ ²	滝の根保育園【6名】 ※入所：0歳児～	連携施設進級※ ³	
	ゆりの木保育園【2名】 ※入所：1歳児～	連携施設進級※ ³	
三原エンゼル保育室	みはら保育園	連携施設進級※ ¹	
元気キッズ朝霞根岸台園	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※ ¹	
朝霞たちばな保育室朝霞台	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
西弁財エンゼル保育室	かえで保育園	連携施設進級※ ¹	
元気キッズあさかりードタウン園	元気キッズ第二あさかりードタウン園	連携施設進級※ ¹	
たちばな保育室朝霞本町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
たちばな保育室北朝霞	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
ちゅうりっぷ園本町※ ²	元気キッズ第二朝霞岡園【3名】	連携施設進級※ ¹	
	朝霞花の木幼稚園【3名】	連携施設進級または新規申請	○
Jキッズガーデン朝霞保育園（地域枠）	なし	新規申請	○

- ※1 連携先以外の施設を希望する場合、転所申請（100点加点なし）が必要となります。ただし、転所が決定しない場合でも、連携施設に進級することが可能です。
- ※2 連携施設に応じた定員枠が定められています。そのため、新規入所申請の際には連携施設の定員枠ごとに申請することになります。
- ※3 ※1と同様の取り扱いとなります。なお、新規入所時に設定されている連携先以外の、当該施設の連携施設を希望する場合についても、転所申請（100点加点なし）が必要です。
（例）ゆりの木保育園を連携施設と定められた、どれみキッズハウスの枠に新規入所したが、3歳児進級の際に滝の根保育園を希望する場合
- ※4 令和7年度までは移行期間として、連携施設への進級を希望しない場合、新規申請（100点加点あり）が必要となります。利用保留の場合は、連携施設に進級することはできません。（後述【施設の連携施設設定以前から入所していた方の取り扱い】を参照）
- ※5 令和8年度までは移行期間として、※4と同様の取り扱いとなります。

【施設の連携施設設定以前から入所していた方の取り扱い】

施設が連携施設を設定したことに伴い、3歳児以降の取り扱いで不利にならないように以下のように対応しています。

- 連携施設に進級するか、他の施設を新たに申し込みするかを選択できる。
- 連携施設に進級をせず、施設を新たに申し込みする場合は、「朝霞市保育認定利用調整基準表」の100点の指数の対象となる。

【3歳児クラスから幼稚園という選択肢もご検討ください！】

働いているために、幼稚園では預かり時間が合わない等とお考えの方も多いのではないかと思います。

しかし、近年は幼稚園も預かり保育を拡充しており、保護者のニーズにお応えいただいています。また、保育料についても「幼児教育・保育の無償化」として、通常の保育料および預かり保育に対して給付を受けられる状況となっています。（預かり保育については「保育の必要な事由」を有していることが必要）

幼稚園は教育を主の目的とした「子どもが初めて出会う学校」として歴史と特色のある施設です。幼稚園の利用についても、是非一度ご検討ください。

※幼稚園の情報の詳細については、7～25ページをご覧ください。

※保育園等と幼稚園を同時に申請する場合は、あらかじめ保育課および各幼稚園にお知らせください。

【0～2歳児の保育所の連携施設について】

地域型保育ではありませんが、2歳児クラスまでの受入れとしている保育所についても、同様の取り扱いとなっています。

令和5年10月16日現在

施設名	連携施設名	3歳児以降取り扱い	100点加点対象
メリーボピンス朝霞台ルーム	朝霞どろんこ保育園【9名】	連携施設進級※3	
	メリーボピンス kids 北朝霞ルーム【2名】	連携施設進級※3	
	三原どろんこ保育園【1名】	連携施設進級※3	
駅前おれんじベビー保育園	おれんじゆめ保育園	連携施設進級※1	
仲町エンゼル保育室	ひまわり保育園（注）	連携施設進級※4	

（注）連携施設について、令和8年度からひまわり保育園への進級となります。

なお、令和7年度までは移行期間として、原則ひまわり保育園への連携施設進級となりますが、他の施設の進級状況により、ひまわり保育園ですべての園児の受入れができない場合、一部けやき保育園への進級となる可能性があります。

8 申請時の注意事項

◆ 提出書類について

- ① 提出書類がすべてそろっていないと、受付や、指数（61ページ参照）への反映ができないことがあります。37～38ページを参照のうえ、不足書類がないようご注意ください。
- ② 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入所後であっても入所を取り消します。

◆ きょうだい同時に申請する場合

2人以上のきょうだいが同時に申請する場合、きょうだい条件を設定していただく必要があります。きょうだい条件によって、希望する施設の選び方や入所のしやすさが変わりますので、ご家庭の状況を踏まえてご選択ください。

① 同時同所希望

同じ時期に同じ保育園でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員が同じ施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所に難しくなります。なお、施設の希望順位はきょうだいで揃えていただく必要があります（※）。

② 同時希望同所優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所に難しくなります。また、希望した施設のいずれかできょうだいが同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。

なお、施設の希望順位は可能な限り揃えていただく必要があります（※）。

③ 同時希望希望順優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所に難しくなります。

なお、施設の希望順位に制限はありません。

④ 同所優先

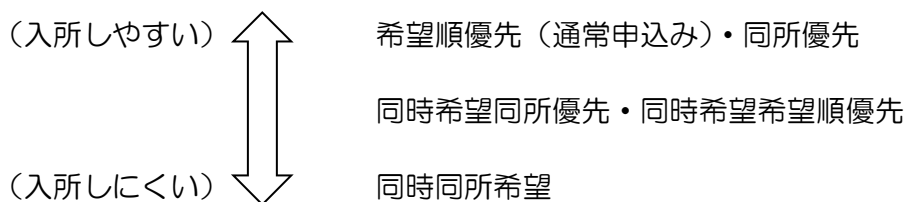
通常申込みと同じ条件で選考を行いますが、希望した施設のいずれかできょうだいが同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。

なお、施設の希望順位は可能な限り揃えていただく必要があります（※）。

⑤ 希望順優先（通常申込み）

通常申込みと同じ条件で選考を行います。

入所の入りやすさの目安（お子さん1人の申請は、通常申込みです）



（※）希望施設の優先順位がきょうだいで異なっている場合、下のお子さんの優先順位が高い施設で同じ施設に内定となるように選考いたします。

既に認可保育施設等に在園しているきょうだいの転所申請と新規申請できょうだい条件をつけることは原則できません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、条件をつけることが可能です。

- ・市外の認可保育施設に在園し、朝霞市の保育園等に入所できない場合は、入所を希望しない場合
- ・新制度移行している幼稚園又は認定こども園の1号認定を受けており、保育園等に入所できない場合は、入所を希望しない場合

◆ 希望保育園等の選び方

保育園等の希望順位が利用調整に影響することはありません。指数の高い方から利用内定を決定します。(60～63 ページ参照)

希望保育園等は、年齢(月齢)に応じて入所を希望する保育園等をご記入ください。希望数に制限はありませんので、通所可能な範囲内で欠員の有無にかかわらずご記入ください。

なお、施設により開所日時や保育方針、土曜日開所の有無、給食のアレルギー対応、給食費、延長保育料等が異なりますので、事前に見学や運営法人等に保育内容を問い合わせるなどして、希望施設を検討いただくことをお勧めします。

また、連携施設のある2歳児クラスまでの保育園・小規模保育施設をお申込みの方は、3歳児クラス以降は、連携施設での保育となります。他の施設をご希望の場合は、転所の申請をし、利用調整を受けることも可能です。(40～41 ページ参照)

※市外在住の方が朝霞市の保育園等に申請する場合、転入予定がなく、父母共に朝霞市内に在勤がない場合は、公設保育園を希望することはできません。(58 ページ参照)

◆ 育児休業中に申込みをする方への注意事項

① 入所できる時期について

育児休業を取得中の方が労働を理由に申請する場合、入所希望日の月末までに育児休業を満了できる方が申込みことができます。育児休業を満了できない場合、労働以外の保育が必要な事由がなければ、申込みできません。ただし、後述の育児休業の延長を目的とする指数の減算を希望する場合はその限りではありません。受付期間は35 ページを参考に申込みを行ってください。

※きょうだいで同時に申請をした際、きょうだいで利用調整の結果が利用内定と利用保留に分かれてしまった場合でも、入所日の月末までに育児休業を満了することが必要です。

結果が分かってしまうことを防ぐため、きょうだいと同じ時期の利用内定でない場合には共に利用保留とする等の、「きょうだい条件」を付けて申込みすることも可能です(42 ページ参照)。

② 育児休業期間の延長について

利用保留となったこと等により、育児休業期間を延長した場合、保育所等利用調整申請の取り下げが必要となる場合がありますので、保育課保育係まで事前にご相談ください。

※取り下げの手続きを行わず入所になった場合、辞退することとなります。

③ 申請締切後の退職について

申請中に退職する場合は事前に保育課保育係までご相談ください。

育児休業を取得中の方が労働を理由に申請する場合、復職することが前提です。労働のまま選考を受け、利用内定となった後に復職することなく退職した場合、入所月の末日までに、保育の必要な事由の証明書(就労証明書等)の提出がなければ内定の取り消し又は保育園等を退所していただく場合があります。

※一度復職した後に退職した場合、退職日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに、保育の必要な事由の証明書の提出があれば引き続き在園可能です。

◆ 育児休業給付金の延長について

育児休業給付金の延長に使用する、保育園等に入所できないことを証明する書類としては、『保育所等利用調整結果通知書(利用保留)』をご使用ください。この通知書は、保育園等の利用調整申請を行った方で、利用保留となった場合にのみ発行されます。申請していない場合は通知書を発行できませんので、申請受付期間を確認し、申請のお忘れのないようご注意ください。

なお、育児休業の延長を希望する場合、利用保留の結果になりやすくなるよう、希望があれば、指数を100減算することができます。ただし、これは利用保留を保障するものではなく、低い指数での利用調整の結果、利用内定となる可能性もあります。また、減算を希望した上での利用保留は、翌年度の利用調整で前年度保留者の指数の対象にはなりません。利用保留の結果後、翌月以降も利用調整は行われますので、不要な方は申請を取り下げてください。

その他、育児休業給付金に関する詳しい内容については、所属する会社の担当またはハローワークへお問い合わせください。

◆ 自営業の方の注意事項

保護者が自営業者として就労している場合、自営であることがわかる書類の内容に応じた利用調整の指数を判断させていただきますのでご注意ください。

① 過去に確定申告を行っている場合（就労証明書 + 確定申告書の写し）

就労証明書の記載内容に基づき、労働の指数を判断させていただきます。

② 確定申告は行っていないが、事業の収入がある場合

（就労証明書 + 開業届の写し + 直近1か月の事業の収入がわかる書類）

就労証明書の記載内容に基づき、労働の指数を判断させていただきます。ただし、収入状況が埼玉県の最低賃金と就労証明書の就労時間を乗じた金額より著しく低い場合は、収入状況から埼玉県の最低賃金を元に算定した時間数に基づき、指数を判断させていただきます。

③ まだ事業の収入がない場合（就労証明書 + 開業届の写し）

収入状況を証明する書類の提出がない場合は、起業の準備中であると判断し、就労証明書の記載内容に基づき、労働内定の指数を判断させていただきます。

◆ 自営の協力者の方への注意事項

配偶者または親族が自営業者として事業を行っており、青色申告の専従者または家族従業者として勤務している方は、自営協力者の指数を判断させていただきます。また、就労証明書の就業形態が確定申告書の内容と異なっている場合は、確定申告の内容に基づき、指数を判断させていただきます。

なお、事業主が自営業の方の注意事項②に該当する場合で、収入状況に応じた時間数に基づき指数を判断した場合は、事業主の時間数を上限に指数を判断させていただきます。

◆ 妊娠中に上の子の保育園等を申込む方への注意事項

上の子の入所が決定した場合、上の子の入所日と、下の子の出産の時期によって、育休取得の可否等、在所する上での要件が異なります。

① 上の子の入所日が、妊娠出産の認定期間終了日より前だった場合

保育の必要な事由として「育児休業」を適用できるため、上の子のクラス年齢に応じた期間、育児休業の取得をしたまま保育園等の継続利用が可能です。（69ページ参照）

② 上の子の入所日が、妊娠出産の認定期間終了日より後だった場合

「労働」以外の保育の必要な事由がない限り、育児休業の取得をしたまま保育園等の継続利用はできません。

入所月の末日までの在所が可能です。この期間以降も在所するには、復職する等、保育の必要な事由の証明書の提出が必要となりますのでご注意ください。

なお、出産前のお子さんも保育園の申請は可能です。きょうだい同時に申請する場合は、42ページをご参考ください。

【例】4月1日入所、1月31日に出産の場合

入所月の末日 ⇒ 4月末 それ以降は保育の必要な事由の証明書が必要

◆ 求職中の方への注意事項

保護者が求職中の場合、お子さんの在所が可能な期間は入所日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までです。この間に保育に必要な事由の証明書（就労証明書、在学証明書等）の提出がなかった場合は、施設を退所していただくこととなります。

なお、利用調整の結果、利用内定となった場合、教育・保育給付認定の変更が必要な場合があります。詳しくは、入所の決定後にお知らせします。

◆ **認定申請および利用調整申請後の変更について**

利用調整申請後、申請内容に変更が生じた場合には『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が児童ごとに必要となります。各入所月の変更申請期間は、35 ページをご確認ください。

なお、教育・保育給付認定の内容に変更がある場合は、認定の変更の申請・届出も必要となり、変更内容によっては、併せて**変更内容を証明する書類の添付**が必要となることがあります。

【認定の内容に変更が生じる場合】

提出の要件	提出書類
保育の必要な事由、認定区分等を変更する場合	教育・保育給付認定変更申請書（様式第8号）
市内転居するときや、氏名・家族構成が変わった等の家庭の状況に変更があった場合	教育・保育給付認定申請内容変更届出書（様式第11号）

【変更内容を証明する書類の添付が必要な場合の例】

提出の要件	提出書類
就職、転職や勤務時間等を変更した場合	就労証明書
退職をした場合	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第6号）などの保育が必要な事由の証明書
申請児童が認可外保育施設等の利用を開始した場合	保育室等在園証明書（様式第8号）

- ※ その他、申請に必要な書類については、37 ページの「申請に必要な書類」もご確認ください。
- ※ きょうだいと同時に申請をして、きょうだいどちらかが入所した場合、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の届出が無い限り、希望している全施設が利用調整の対象となります。
- ※ 申請内容の変更があったにもかかわらず、手続き漏れにより高い指数で利用調整を行うことになった場合、**利用内定となっても、虚偽の申請とみなして利用調整結果が取り消しとなる場合があります**ので、変更が生じた際にはすみやかに手続きください。

◆ **心身の障害や発達の遅れなどによる個別の支援が必要なお子さんの申込みについて**

個別にご説明が必要となるため、事前に保育課保育係までご相談ください。

また、81 ページの「育成（障害児）保育について」もご参照ください。

※ 定員に余裕がある場合でも、統合保育（集団保育）が難しいとき、または各クラスの状況などにより入所ができない場合があります。

（利用内定後に受けていただく体験保育での様子などを参考に判断します。）

※ 利用内定となった保育園等でのお子さんの面談および体験保育の結果、統合保育（集団保育）に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、**入所が決定されないことがあります**のでご了承ください。また、入所となった場合でも、加配の配置状況や、お子さんの発達・健康状態等によりご希望の保育時間での利用ができない場合もあります。

※ 統合保育（集団保育）が難しい場合でも、障害等の程度によっては、居宅で保育を行う「居宅訪問型保育」を受けられる場合があります。詳しくは保育課保育係までお問い合わせください。

◆ **食物アレルギー等をお持ちのお子さんの申込みについて**

保育園等の給食では、食物アレルギー等をお持ちのお子さんについて可能な範囲で対応していますが、施設によって対応内容は異なりますので、事前に希望保育園等へご相談ください。

◆ **転所申請の注意事項（54～55 ページもご覧ください。）**

転所が内定した場合は、転所の辞退ができません。

また、転所の内定後には、新規に内定した時と同様に、内定した保育園等でお子さんの面談（必要と判断された場合には体験保育も実施）を行います。

転所の意思がなくなった場合には、すみやかに申請を取り下げてください。転所取り下げの提出期限は各月の受付期間（35 ページ参照）となります。

なお、転所が認められた場合には、新規で入所するときと同様に、転所先の保育園等での説明会（利用契約）とならし保育（65 ページ参照）が必要です。

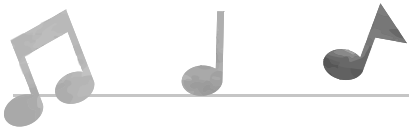
※転所内定後の面談・体験保育の結果、保育士の加配が必要と判断された場合

内定施設での面談・体験保育の結果、集団保育をするにあたり、保育士の加配が必要と判断された場合等には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。

転所が内定し、今まで在所していた施設の枠に別のお子さんが内定してしまうと、いかなる理由があっても今までの施設には戻れないため、このような場合には、預け先がなくなってしまいう可能性もありますので、転所申請にあたりましては慎重にご検討ください。



MEMO



朝霞市の保育園等の入所申請に関するQ&A

Q1 保育園等への申込みができるのは、どのような場合ですか？

A1 保護者等が、仕事や病気などを理由に日中に子どもを保育できない場合に申し込むことができます。こどもの教育のためや、集団生活を経験させるためなどの理由では申込みはできません。また、お申し込みをいただいても、定員に空きがない場合は入所できません。

Q2 保育園等を利用したいのですが、手続き方法を教えてください。

A2 教育・保育給付認定の申請と、保育所等利用（調整）の申請を同時に市へ提出していただく必要があります。なお、既に認定を受けている方は、認定の申請は必要ありませんので、保育所等利用（調整）の申請のみ行ってください。

その他、申請受付期間は 35 ページ、必要書類は 37 ページをご確認ください。なお、申請方法につきましては、郵送での受付を実施していますので、窓口混雑緩和のため、郵送でのお申込みにご協力ください。

Q3 申請書の記入の仕方がわかりません。

A3 主要な申請書については、記入例を保育課窓口および朝霞市ホームページにご用意していますのでご参照ください。

また、お電話、メール等でのお問い合わせも承っていますので、ご不明な点は、保育課保育係までお問い合わせください。

Q4 申請は窓口でもできますか。

A4 市役所開庁時には、保育課窓口（2 階 24 番窓口）でも申請可能です。ただし、4 月入所申請期間には大変な混雑が予想されます。申請方法の違いにより、利用調整に優劣はありませんので、可能な限り郵送でのご提出にご協力ください。

なお、4 月 1 次の利用調整申請は郵送と窓口で受付期間が異なります。詳しくは 35 ページをご参照ください。

Q5 保育園はいつ頃入りやすいですか。

A5 空き施設の数が一番多い時期は 4 月 1 次の利用調整となります。しかし、保育園の入所しやすさは、希望する施設の空き状況や申請状況によって異なります。

Q6 利用調整（選考）はどのような方法ですか。先着順ですか。

A6 先着順ではありません。保護者の保育の必要な事由（労働時間や家庭状況等）に応じて優先の度合いを指数化し、指数が高い方から順番に利用内定の決定を行います。指数の合計が同じ場合、優先項目が高い順に順番を決めさせていただきます。

なお、詳細な指数の決め方等は、60～63 ページをご参照ください。

Q7 育児休業を長く取得しているのですが、利用調整（選考）に不利になりますか。

A7 保育園等の利用調整に関しまして、育児休業の取得期間によって不利になることはありませんが、入所が決まった月の月末までに育児休業を満了していただくことが申請の条件となります。

なお、入所後、この期日までに職場復帰されなかった方は、退所となります。

Q8 保育園等と幼稚園の申請の併願は、利用調整（選考）に不利になりますか。

A8 幼稚園（認定こども園の教育利用を含む）を申し込んでいるという理由で保育園等の利用調整が不利になることはありません。

なお、保育園等の入所が決定されたが、幼稚園への入園を希望するという場合には、入所日の前日までに辞退等のお手続きが必要となります。

また、幼稚園の申込みは各幼稚園で行っていますので、直接幼稚園へお問い合わせください。

Q9 入所を辞退した場合、次回からの利用調整（選考）で不利になりますか。

A9 希望されていた保育園等に入所内定（決定）後、入所を辞退された場合、保留者ではなくなりますので、翌年度の利用調整において「前年度保留者」の対象にはなりません。辞退後、同一年度内に再度申請し、保留となった場合についても対象外となります。

また、引き続き保育園等の申請を希望される場合には、同一年度内は辞退した保育園等を再度希望することはできません。

Q10 現在仕事をしていませんが、申請は可能ですか。

A10 仕事をしていない方でも保育園に申し込むことは可能です。しかし、働いている方よりも優先順位は低くなるので、不利になります。

Q11 指数はどのようなときに変動しますか。

A11 例えば、今まで自宅で保育されていたお子さんが、家庭保育室や幼稚園等に入園した場合や、勤務内定だった方が勤務を開始した場合等には指数が上がります。

一方、会社を退職されたり、勤務時間や勤務日数を減らしたりした場合等には、指数が下がることになります。

いずれの場合にも、変更が生じた際は『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』等を提出していただく必要があります。（45 ページ参照）

※ 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、利用調整結果を取り消すことがありますのでご注意ください。ご家庭の状況等に変更があった際には、すみやかにお手続きをお願いします。

Q12 定員に空きのない保育園等にも申請することは可能ですか。

A12 可能です。申請時に定員に空きがなくても、退所や転所により新たに空きが生じる場合があります。空き状況にかかわらず、希望する保育園等はすべて申請してください。

Q13 利用調整結果はどのようにわかりますか。またいつ頃わかりますか。

A13 利用調整の結果については、郵送にて申請された住所にお送りします。

なお、発送時期は以下の予定です。

- ・ 4月1次入所 ⇒ 令和6年1月中旬
- ・ 4月2次～1月入所 ⇒ 入所希望月の前月5日前後
- ・ 2月入所 ⇒ 12月5日前後

Q14 申請から入所までの流れを教えてください。

A14 利用調整後、利用調整結果をご自宅に送付します。

利用内定となった場合、集団保育の可否を確認するため、内定された保育園等でお子さまの面談を行います。また、面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合には、体験保育（2日間程度、保護者同伴）を実施することがあります。

お子さまの面談（体験保育）の結果、入所が決まりましたら、入所承諾書（保育園のみ）や入所施設に提出する必要書類等を送付しますので、入所施設での入所説明会への出席や利用契約を行っていただき、その後入所となります。（34 ページ参照）

Q15 教育・保育給付認定を求職活動で受けましたが、期限が切れました。何か手続きは必要ですか。

A15 求職中で申請された方は、認定日から90日を経過する日が属する月の末日が認定の期限となります。（例：4月1日認定…6月30日まで。他の認定事由の期間については32ページ参照）

認定の期限までに保育の必要な事由に該当する証明書を提出していただくことで、継続して保育認定を受けることができます。

なお、認定の有効期間が過ぎた場合でも、申請を取り下げない限り利用調整（選考）は行いますが、入所が決まった際には再度認定の申請を行なってください。

Q16 保育園にかかるお金は保育料（利用者負担額）だけですか。

A16 世帯の市町村民税額に基づき、市が算定する保育料（利用者負担額）以外にも、施設によって「延長保育料」が発生することがあります。延長保育は施設の独自事業のため、「延長保育料」の徴収の有無、単価は施設によって異なります。希望施設を検討する際には、必ずご確認ください。（77～79 ページ参照）

また、延長保育料以外にも、給食費や教材費など、その他の諸経費が発生することもありますので、併せてご確認ください。（74～76 ページ参照）

保育料は全施設一律になりますが、それ以外の経費は園によって異なりますので必ず申請前にご確認ください。

Q17 利用内定となったときには子どもの面談を行うとのことですが、面談は必ず受けなければならないのですか。

A17 面談（施設が必要とした場合には体験保育も含む）は入所日までに必ず受けていただく必要があります、受けられない場合は利用調整結果が取り消される場合もあります。

また、面談は利用内定となった保育園等で行うこととなりますが、面談（体験保育）の結果、集団保育に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合にも、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった園には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。

Q18 利用が保留となった場合、毎月の申請をしなければならないのですか。

A18 申請は年度内（2月入所分まで）有効となりますので、毎月入所申請をする必要はありません。

なお、翌年度以降も引き続き利用を希望される場合には、改めて申請が必要となります。また、保留期間中に申請内容に変更が生じた場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。（45 ページ参照）

Q19 申請した希望施設を変更したいのですが、必要な書類はありますか。

A19 希望施設の変更に限らず、ご家庭の状況等、申請の内容に変更が生じた場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』に必要書類を添付し、ご提出ください。変更の手続きは、変更が生じた時点で申請期間となっている月の利用調整申請期間中にさせていただく必要があります。（35 ページ参照）

手続漏れにより、実態よりも高い指数で利用調整が行われ、利用内定となった場合には、利用調整結果が取り消されることもありますので、すみやかなお手続きをお願いします。

Q20 申請を取り下げたいのですが、必要な書類はありますか。

A20 すみやかに「保育所等入所（転所）申請取下届出書」を提出してください。

取り下げが反映されるのは、提出日時点で申請期間となっている月の利用調整からとなります。（35 ページ参照）

Q21 保育必要量（保育時間）の認定はどのように決められるのですか。

A21 保育の必要な事由によって、必要量が異なります。また、事由が「労働」「介護・看護」「就学・訓練」の場合には、原則として保護者の労働等時間が月 120 時間以上の場合には保育標準時間とされ、保護者の労働等時間が 120 時間未満の場合や、『教育・保育給付認定申請書』提出の際に保育短時間を希望された方については、保育短時間の認定となります。（33 ページ参照）

なお、延長保育料が発生する場合には、一部例外もあります。【Q23 参照】

Q22 保育必要量（保育時間）の間は保育園を利用できるということでしょうか。

A22 保育時間は市が認定した保育園を利用することができる時間を示したもので、保育園を利用できる時間を保証するものではありません。

実際に利用できる時間は通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じて保育園等が決定することになりますので、33 ページの保育時間より長くなることも、短くなることもあります。利用時間に関しましては、入所が決まった保育園等にご相談ください。ただし、各認定保育時間外の利用には、延長保育料がかかる場合もあります。

なお、保育標準時間と保育短時間は保育時間の違いのほかに、保育料（利用者負担額）が異なります。（73 ページ参照）

Q23 労働時間が120時間未満ですが、保育標準時間は希望できますか。

A23 原則として、労働等時間が120時間未満の場合、保育標準時間は希望できません。

しかし、延長保育料を徴収する施設に限り、労働等の正当な理由によって常態的に延長保育料の負担が生じる場合においては、例外的に保育標準時間を希望することも可能です。

なお、保育標準時間認定を受けた場合でも、これは保育時間の上限までの利用（7時から18時の11時間）を保障するものではありません。通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じた利用時間を保育園等が決定することになります。（33ページ参照）

Q24 保育標準時間の認定を受ければ、必ず11時間の利用が可能ですか。

A24 保育標準時間に限らず保育短時間の認定を受けた方についても、通勤時間や労働時間等保育の必要な事由に応じた利用時間を保育園等が決定することになります。そのため、必ずしも保育標準時間の認定を受けた方は一律11時間、保育短時間の認定を受けた方は一律8時間利用できるわけではなく、保育の必要な事由によっては、利用時間が短くなることもあります。

Q25 地域型保育施設を利用することになった場合、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか。

A25 0～2歳児クラスを対象とする地域型保育施設には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育園）が設定されることになっています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っています。

連携施設の設定にはいたっていない施設、連携先が幼稚園となっている施設につきましても、引き続き保育を希望するには3歳児クラスで再度利用調整の申請が必要となりますが、朝霞市保育認定利用調整基準表の「B児童の保育状況」について、「受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）」に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの利用調整申請」の指数100を加算することで、ご希望の保育園等に入所（進級）しやすい仕組みづくりをしています。（61ページ参照）

Q26 連携施設がある保育園等がありますか。

A26 朝霞市では、一部の事業者で、連携施設を設定した運営がされています。

連携施設がある保育園等に通所している方は、3歳児クラスに進級する際、在所している保育園等の連携施設に通所することが可能となります。

なお、連携施設以外の施設へ通所を希望する場合には、転所申請（連携施設が幼稚園の場合には新規申請）が必要となります。

施設ごとの連携設定の有無や、利用調整における取扱いについては、40～41ページをご参照ください。

Q27 ならし保育が必要と聞きましたがどのくらい必要ですか。

A27 一般的なお子さんでならし保育に必要な日数はおおむね5日となっておりますが、お子さんの体調や新しい環境の適用状況から入所保育園等が必要な日数を判断いたします。お子さんのならし保育が1カ月以内に終了しない場合は、一度保育課までご連絡ください。

Q28 現在5歳児にきょうだいが在所しており、年度末に卒園するのですが、申請する子にきょうだい在所の加点はつきますか。

A28 申請児童以外のきょうだいが在所（申請）していることに伴う指数については、きょうだいが同時に保育園等に通うことができるように配慮するためのものですので、この場合、現年度の入所申請であれば指数の対象となりますが、次年度の申請の場合には指数の対象にはなりません。

Q29 参考に、令和5年度4月1次利用調整の申請状況を教えてください。

A29 以下の表のとおりです。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
新規申請者数	311	490	128	128	13	7	1077
内定者数	264	387	91	100	10	6	858
保留者数	47	103	37	28	3	1	219

Q30 4月に上の子の入所申請を行い、保留となりました。その後、入所できないまま、下の子を出産したので、下の子も申請しようと考えているが、その場合はきょうだい条件を設定しなければならないのでしょうか。

A30 上の子と下の子が同時に申請しておりますので、きょうだい条件を設定していただく必要がございます。下の子の保育所等利用（調整）申請書の提出に合わせて、上の子の『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』をご提出ください。

Q31 土曜日に保育園等を利用することができますか。

A31 土曜日にも仕事等で両親ともに日中保育ができない場合は、保育園等を利用することが可能です。

なお、施設によっては、平日と預かり時間や場所が異なることや、土曜保育を実施していない施設がありますので、各施設紹介（95～138ページ参照）や、市内保育園等一覧（140～143ページ参照）をご確認ください。

転所申請に関するQ&A

Q1 転所申請している希望施設を変更することはできますか。

A1 可能です。その際、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となります。
なお、申請時期によって利用調整の変更月が異なりますので、ご注意ください。
(35 ページ参照)

Q2 いつ頃が転所しやすいですか。

A2 希望施設の空き状況にもよるため、明確にお答えすることができません。しかし、クラスの持ち上がりに伴い定員の空きが生じるため、4月の空きが多くなります。

なお、転所の申込みは転所希望年度の2月までが有効期間ですので、次年度においても引き続き転所を希望される場合は、保育園等の継続入所のお手続きの際に再度申請してください。

Q3 転所の申請をしましたが、子どもが在所している施設に慣れてきました。転所申請をやめることは可能ですか。

A3 転所のご希望がなくなった場合には、申請の取り下げが必要となります。転所申請の取り下げは随時お受けしますが、各入所月の申請受付期間で締め切らせていただきます。
(35 ページ参照)

なお、転所が利用内定された場合は、転所により生じた空き枠分の利用調整（選考）も同時に行われるため、内定を辞退し、元の施設に戻ることはできませんのでご注意ください。

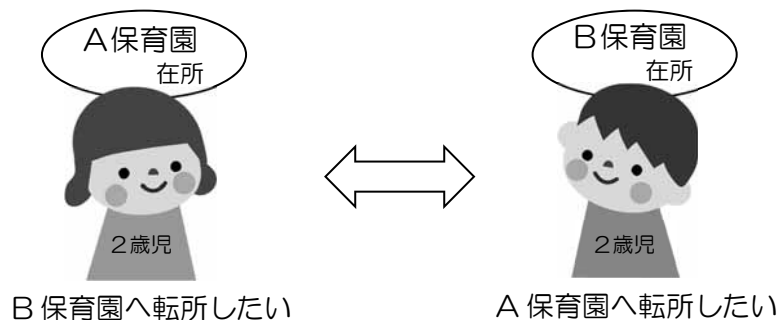
Q4 保留順位が5番目と聞きました。どのように選考しているのですか。

A4 朝霞市では、保育所等利用調整にかかる新規の申請をされた方および転所申請をされた方につきまして、毎月利用調整（選考）を行っています。選考方法につきましては、新規の申請と同様に各家庭の状況を指数化し、指数の高い方から順番に利用内定の決定を行っています。

なお、保留順位は毎月の申請状況によって変わりますことをあらかじめご了承ください。また、指数や空き状況に関係なく、転所申請者のみでの利用調整も行います。

＜転所申請者のみでの利用調整方法＞

(例)



➡ 通常の利用調整後、転所希望のお子さん同士で利用内定が可能な際は、転所の内定を行う。
(このような例では、A 保育園と B 保育園の2人)

Q5 きょうだい2人で転所申請をしていましたが、1人が転所内定となりました。もう1人はきょうだいが内定した施設でないと転所したくないのですが、そのような申請は可能ですか。

A5 きょうだいの転所内定後、希望施設の変更が必要となります。【転所Q1参照】
変更のお手続きがない限り、翌月以降もきょうだいの内定園以外の希望園を含んで利用調整が行われますので、ご注意ください。

Q6 現在きょうだいが同じ保育園に通っていますが、同時に別の保育園への転所申請をした場合、「きょうだいが同園となる転所」の加点はつきますか。

A6 当該の指数については、きょうだいが別々の保育園等に通っていることを前提としているため、加点の対象にはなりません。



9 市外保育園等を希望する場合

申請時点において、朝霞市に住民登録のある方が、朝霞市外の保育園等の利用を希望する際には、転出する予定の有無を問わず、申請書類を朝霞市に提出し、朝霞市から相手方市区町村へ書類を送付することにより申請を行う方法が一般的です。

その場合の申請の流れは以下のとおりとなりますが、各市区町村の制度によっては直接申請する必要がある等流れが異なることがありますので、必ず、申請方法等を希望する保育園等が所在する市区町村へ確認した上で、申請の準備を進めてください。

(1) 希望する保育園等が所在する市区町村へ確認を行う

朝霞市に申請書類を提出する前に、以下の項目について、相手方市区町村の保育担当部署へ確認をしてください。

- ① 相手方市区町村における入所希望月の申請締切日
- ② 申請に必要な書類、申請様式の指定の有無
- ③ 希望できる保育園等に利用制限（公設保育園は希望できない等）があるか
- ④ その他、選考の方法や施設の空き状況 など

(2) 必要書類を揃えて朝霞市保育課まで提出する

必要書類を用意して、朝霞市保育課までご提出ください。

提出にあたっては、(1)で確認した締切日の10日前までを目安に朝霞市保育課窓口へ直接ご持参ください。

※ 自治体間での協議に時間を要することがありますので、書類提出が締切日直前となった場合、申請を受け付けられない可能性がありますのでご注意ください。

※ 朝霞市内保育園等に在園および申請している場合は、朝霞市保育課で別途手続きが必要となります。下記【注意事項】で内容をご確認ください。

(3) 朝霞市から相手方市区町村へ書類送付（協議）をする

書類の送付後、相手方市区町村からの依頼に基づき、朝霞市から書類の追加提出等の連絡をする場合があります。

(4) 朝霞市に届いた利用可否の結果を申請者へ送付する

相手方市区町村から送付された利用の可否や今後の手続き等の通知を、朝霞市から申請者へ対してお知らせしますので相手方市区町村からの指示に応じて、ご対応ください。

(5) 相手方市区町村の窓口にて転入に伴い必要な手続きを行う【転出予定での申請の場合】

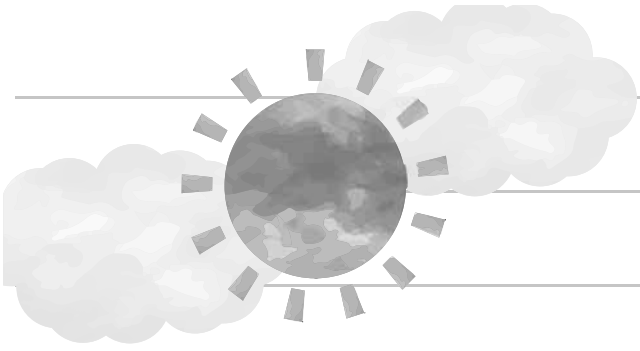
朝霞市から転出予定で申請をしていた場合、転出確定後、相手方市区町村の保育担当窓口にてお手続きが必要です。手続きの期限は相手方市区町村の制度により異なりますが、手続きが遅れると内定が取り消される可能性も考えられますので、ご注意ください。

【注意事項】

(1) 朝霞市内と市外の保育園等を同時に希望し、市内外の両方の保育園等に内定となった場合は、申込希望順の上位の保育園等に内定となります。なお、結果は市区町村ごとに通知するため、それぞれの通知時期により、通知が複数届くこともありますので、ご了承ください。

(2) 朝霞市内の保育園等に在所されている方で、市外の保育園等への転所が内定された方は、辞退することができませんので、ご注意ください。

MEMO



A series of horizontal lines for writing, starting from the top of the page and extending down to the illustration area.



10 市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合

申請時点において、朝霞市に住民登録がない方が、朝霞市内の保育園等の利用を希望する際には、転入する予定の有無にかかわらず、原則、その時点でお住まいの市区町村に対して必要書類を提出し、その市区町村を通じて申請をしていただきます。

ただし、お住まいの市区町村において、そのような申請方法を受け付けていない場合に限り、直接朝霞市に申請していただく場合もありますので、申請方法等は必ずお住まいの自治体にご確認ください。

◆ 受入制限について

市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合には、申請の時期、朝霞市への転入予定の有無等によって、以下の表のとおり、希望可能な施設に制限がかかることがあります。

また、入所後に朝霞市に転入せず、在勤もない場合には、民設保育園等の3歳児クラス（次年度の新4歳児クラス）以上の児童を除いて、次年度の継続利用はできません。（80ページ参照）

なお、既に市内保育園等を利用していた朝霞市民の方が転出することになった場合であって、かつ転出後も保育認定を受けることが可能な場合は、受入制限にかかわらず、転出をした日が属する年度の末日までは継続利用が可能です。

【新規入所に係る受入制限確認表】

転入予定 ^{※1} ・在勤 ^{※2} の有無		公設保育園	民設保育園等
転入予定あり		○	○
転入予定なし	在勤あり	△ ^{※3}	△ ^{※3}
	在勤なし	×	△ ^{※3}

※1 「転入予定」の有無は、上表の受入制限のほか、利用調整における優先度等に影響が生じます。（60ページ参照）

「転入予定あり」と判断するには、入所希望日までに朝霞市に住民登録を異動することが可能であり、また、朝霞市に転入ができることを客観的に確認するため、『転入誓約書』および『建物売買（賃貸借）契約書の写し等』の2点を提出いただくことが必要となり、その上で契約書等から以下の3点を読み取れることが必要です。

- ① 父母いずれかの名義で契約が締結済みであること
- ② 物件の住所（地番）が朝霞市内であること
- ③ 物件の引渡日が入所希望日以前であること

ただし、4月1次利用調整に限っては、申請締切日から入所日まで期間があることを考慮し、申請締切日までに契約書等の提出ができなくても、翌2月15日までに追加提出することができる場合には、特例として「転入予定あり」とみなすことができます。

期日までに契約書等の追加提出がない場合には、内定を辞退したのものとして、利用内定は取消となりますのでご注意ください。

※2 「在勤」の有無は、『就労証明書』の記載内容から、父母いずれかの主な勤務地が朝霞市内にあるかどうかにより判断します。

※3 △は、4月1次利用調整の申請をすることができません。

◆ 申請の流れ

(1) 居住市区町村の保育担当窓口^{に朝霞市の施設を申請したい旨相談する}

朝霞市においては、市外にお住まいの方からの申請は、原則としてお住まいの市区町村経由で受け付けています。

申請の準備前に、お住まいの市区町村の保育担当窓口^{に、以下のことをご確認ください。}

- ① 転出予定の有無によって手続きに違いがあるか
- ② 申請は居住する市区町村経由でよいか
- ③ 申請様式は朝霞市様式でよいか
- ④ その他、現在利用する保育園等は転出後も利用可能か など

併せて、ご不明な点がありましたら、朝霞市保育課にもお問い合わせください。

(2) 朝霞市の様式で申請書類を準備する【居住市区町村からの指定がない場合】

お住まいの市区町村から特別の指定がない場合、朝霞市様式（37～38 ページ参照）で申請いただくことを推奨しています。他の市町村の様式でも可能な限り対応はしますが、必要事項が不足している場合には、受け付けができないことがあります。

特に、保護者の疾病を理由に申請する場合に用いる「診断書（様式第4号）」は、他の様式では対応できない可能性が高いのでご注意ください。

(3) 申請書類を居住市区町村へ提出する

申請書類をすべて揃えて、朝霞市の締切日（35 ページ参照）の10日前までを目安に、お住まいの市区町村へ提出してください。当該市区町村から、朝霞市に書類が送付されます。

朝霞市において書類を確認し、不備等があった場合にはお住まいの市区町村を通じて連絡します。提出が締切日直前になると、不備があった際に受け付けができなくなる恐れがあります。

(4) 朝霞市が利用調整をした結果を基に居住市区町村から申請者へ結果が送付される

朝霞市において利用調整を行い、結果をお住まいの市区町村へ送付します。その結果を基に、お住まいの市区町村から申請者へ結果が送付されます。

利用調整の結果、内定となった場合には、内定施設において子どもの面談を受けていただきます。また、面談の結果、体験保育を実施する場合があります。（64 ページ参照）

入所日までに面談等を受けられない場合や、面談等の結果、保育士等の加配の必要性が疑われた場合等には、入所とならないことがありますので、ご了承ください。

(5) 住民登録を異動し、朝霞市保育課にて手続きを行う【転入予定として申請した場合】

転入予定ありとして申請した場合には、入所希望日（内定日）までに朝霞市に住民登録を異動していただく必要があります。

期限までに転入をしなかった場合には、内定取消や退所となる場合があります。

◆ 申請時点で国外に在住している場合

国外に在住している方は、居住する自治体経由での申請は不可能なため、直接朝霞市保育課へ申請していただくこととなります。国際郵便による申請の場合は、保育課までの到達に時間を要するため、遅くとも申請締切日の10日前までには発送していただくことを推奨します。

また、書類に不備・不足等があった場合に連絡が取れるよう、申請者のメールアドレス（国際電話は対応できません。）や、国内在住の親族の電話番号等、連絡先を提供いただきますようお願いいたします。メールアドレス等の連絡先の提供がなく、書類に不備がある場合には、申請を受け付けできなくなることもありますので、ご注意ください。

1 1 利用調整（選考）について

前年度保留者に対する加点（以下、「保留点」といいます）について、以下のように取り扱いを変更します。

- 令和6年度より、0歳児での保留は保留点対象外となります。
- 令和8年度より、全年齢で保留点の制度を廃止します。

◆ 利用調整

利用内定の可否を判定する「利用調整」の方法は、申請順（先着順）ではありません。

保護者の労働時間等の家庭状況から、保護者が家庭で保育をできない程度を指数化し、その指数が高い方が優先度の高いものとして、順番に利用内定の判定を行います。

※ 指数については、朝霞市保育認定利用調整基準表をご覧ください。（右ページ参照）

◆ 利用調整方法について

利用調整の優先順位は、保護者が家庭で保育をできない程度に応じて判断します。利用調整にあたっては、指数の合計の高い方が保育園等の必要度が高いものとして、順次利用内定の判定をしています。

また、指数の合計が同じ場合は、下記の項目順に指数の高い方を優先します。

- ① 家庭状況
- ② 父母の状況
- ③ 児童の保育状況
- ④ 世帯員の状況

上記4項目ともすべて同じ指数の場合には、前年度市町村民税所得割額（父母等合算額）の少ない方を優先します。個人番号確認資料等の提出がなく、課税額が確認できない場合には、優先順位は最下位となります。

更に、前年度市町村民税所得割額も同額の場合には、同一世帯の中で最も長く朝霞市に居住している方（申請日から遡って、連続した居住期間）を比較し、居住期間の長い方を優先します。

◆ 朝霞市外からの利用調整

朝霞市外に居住されている方からの利用調整の優先順位は、以下のとおりとなります。

- ① 朝霞市に転入予定（58 ページ参照）の方（朝霞市民と同列に利用調整を実施）
- ② 朝霞市内に在勤（在勤予定は除く）の方
- ③ それ以外の方

◆ 利用調整申請の取り下げについて

利用調整申請は、利用保留となった場合でもその年度内（2月利用調整まで）は有効となります。次の事項に該当する場合は、保育課保育係まで『保育所等入所（転所）申請取下届出書』の提出をお願いします。

- ・申請を取り下げたいとき
- ・市外へ転出することになったとき
- ・申請の条件を満たさなくなったとき

（例）育児休業期間を延長する場合（43 ページ参照）

朝霞市保育認定利用調整基準表

A 父母の状況 ※父母各1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		父指数	母指数	B 児童の保育状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）	指数
自営中心者・居宅外労働（就学）	1月160時間以上	30	30	同一世帯の親族が保育している（父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁）	2
	1月140時間以上	29	29	知人・友人・別世帯の親族が有償で保育している	2
	1月128時間以上	28	28	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としている（父及び母が育児休業中以外）	5
	1月120時間以上	27	27		
	1月112時間以上	26	26	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	6
	1月100時間以上	25	25	市内の認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としているが、当該施設が認可保育施設に移行する場合における、移行後の当該施設を第1希望とした利用調整申請	第1希望 100
	1月96時間以上	24	24		第2希望以降
	1月84時間以上	23	23		
	1月80時間以上	22	22	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としていない	7
	1月72時間以上	21	21		2
	1月64時間以上	20	20		
自営協力者・居宅内労働（就学）	1月160時間以上	29	29	認可保育施設を給付を受けて利用している（転所申請）	2
	1月140時間以上	28	28	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	3
	1月128時間以上	27	27	受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの利用調整申請	100
	1月120時間以上	26	26		
	1月112時間以上	25	25	父又は母が保育している（育児休業中の場合）	2
	1月100時間以上	24	24	父又は母が保育認定事由と並行して保育している	2
	1月96時間以上	23	23	C 家庭状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）	指数
	1月84時間以上	22	22		
	1月80時間以上	21	21	父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁	18
	1月72時間以上	20	20	ひとり親家庭	14
	1月64時間以上	19	19	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	15
求職活動・労働内定・就学予定	1月160時間以上	18	18	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）	11
	1月140時間以上	17	17	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	12
	1月128時間以上	16	16	生活保護世帯	20
	1月120時間以上	15	15	市長が児童福祉の観点から特に保育が必要と認めた場合	—
	1月112時間以上	14	14	D 世帯員の状況 ※該当する場合1つのみ減算（最も減算が大きいもの）	指数
	1月100時間以上	13	13	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-1
	1月96時間以上	12	12	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-2
	1月84時間以上	11	11	60歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-3
	1月80時間以上	10	10	E その他調整事項 ※該当するもの全て加算	指数
	1月72時間以上	9	9	前年度の保留者（育休延長目的の指数減算による保留者を除き、前年度1歳児クラス以上で申請した者に限る）	2
	1月64時間以上	8	8	前々年度以上（前年度を含む連続した）保留者	4
求職活動を行っている	5	5	前々々年度以上（前々年度を含む連続した）保留者	6	
出産期間（出産月及び前後の2か月）のみ保育希望	—	26	前々々年度以上（前々年度を含む連続した）保留者	6	
疾病・障害	I（就学前児童の保育が完全に不可能な状態）	30	30	保護者が非自発的な理由によって失業している	5
	II（就学前児童の保育が困難な状態）	27	27	父又は母が単身赴任している	1
	III（就学前児童の保育が部分的に困難な状態）	25	25	父又は母が保育士資格を有し、市内認可保育施設又は朝霞市指定家庭保育室で保育従事者として、又は幼稚園教諭資格を有し、市内幼稚園（特定教育・保育施設以外）で幼稚園教諭として、又は放課後児童支援員資格を有し、市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務し、又は勤務内定している	1
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している	30	30		
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bを所持している	27	27		
身体障害者手帳5級以下、療育手帳Cを所持している	25	25	上記に該当する保育士であって、1年以上勤務することを誓約している（転所申請を除く）	22	
看護・介護	1月160時間以上	30	30	兄弟姉妹が1人だけ、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している	1
	1月140時間以上	29	29	兄弟姉妹が2人以上、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している	3
	1月128時間以上	28	28		
	1月120時間以上	27	27	兄弟姉妹で異なる認可保育施設を保育認定を受けて利用している場合において、兄弟姉妹が同じ認可保育施設となるよう希望している転所申請	1
	1月112時間以上	26	26		
	1月100時間以上	25	25	申請児童、保護者又は同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している	2
	1月96時間以上	24	24		
	1月84時間以上	23	23	保護者又は同一世帯の親族が入院している（出産・検査・短期等を除く）	2
	1月80時間以上	22	22		
	1月72時間以上	21	21	父母の育児休業取得前に認可保育施設を給付を受けて利用（事業所内保育事業の従業員枠を除く）して退所をした場合	2
1月64時間以上	20	20			
居住家屋の災害復旧をしている	30	30	育児休業を延長するため、指数の減算を希望している	-100	
死亡・離別・行方不明・拘禁	30	30			

- （備考）
- この基準表において「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）を指します。
 - この基準表において「認可保育施設」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を指します。
 - 「保留者」の指数は、指数に対応する年度中に1度でも内定・入所を辞退している場合、対象外となります。
 - 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。

利用調整に関する補足説明

利用調整基準表について

【父母の状況】

労働	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間数は実労働時間ではなく、休憩時間を含む雇用契約の時間数に基づき指数を決定します。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 育児短時間勤務を取得する場合、雇用契約の勤務時間は変更とならないので指数の変動はありません。正社員からパートタイマーに雇用条件が変更となる場合など、雇用契約上の勤務時間が変更となる場合は指数が変動します。 ●就労先が2か所以上ある場合は、それぞれの就労証明書の勤務時間を合算して指数を決定します。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ダブルワークで新しく仕事を始める場合、就労内定の状態では勤務時間の合算はできません。 <ul style="list-style-type: none"> ※就学や介護・看護と合算することも可能です。入学予定の状態では合算はできません。 ●自営業の場合、収入の実績が確認できない場合は労働と判断できない場合があります（44ページ参照）。 				
自営協力	<ul style="list-style-type: none"> ●確定申告等で自営の専従者として届け出されている場合、就労証明書の就労形態が正社員等の労働者として作成されている場合であっても、自営協力者として判断する場合があります（44ページ参照）。 				
就学	<ul style="list-style-type: none"> ●就学先は、学校教育法で定める学校等が対象です。また、就労に繋がる就学先として職業訓練校も対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 趣味や習い事に近い就学先は認められません。また、専門性の低い資格取得（例：普通自動車免許取得）も対象となりません。 ●就学状況に基づき指数を決定します。時間割やパンフレットなど時間数が判断できる書類の提出が必要となります。 ●就学の時間数は、休憩時間を含めた時間で指数を決定します。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 休憩時間以外の授業がない時間は指数を判断する時間から除きます。 <ul style="list-style-type: none"> （例） 9時から17時の8時間の在学時間のうち、2時限の授業（2時間）を受講しない場合、1日6時間の就学と判断します。 				
求職活動・労働（就学）内定	<ul style="list-style-type: none"> ●64時間未満の労働内定は求職活動の指数（5点）となります。（求職活動の誓約書の提出が必要） ●現在64時間未満で就労中で、保育園に入所となったら就労時間を増やす場合、増やした勤務時間での労働内定として指数を決定します。 ●労働内定は、勤務開始日が入所日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までのものを有効とします。 <ul style="list-style-type: none"> （例） 入所予定日が4月1日の場合、求職活動の認定期間は6月30日まで <ul style="list-style-type: none"> ・勤務開始日 6月30日から ➡ 就労証明書の勤務時間数に応じて就労内定の指数 ・勤務開始日 7月 1日から ➡ 求職活動の指数（5点） 				
妊娠出産	<ul style="list-style-type: none"> ●申請時点で妊娠しており、入所希望日が妊娠出産の認定期間（5か月）に含まれる場合に対象となります。 ●妊娠出産を理由で入所した場合、妊娠出産の認定期間満了後は他の保育を必要とする事由（求職活動を除く）を満たさなければ退園となります。 				
疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> ●診断書が朝霞市の様式でない場合、適切な指数が判断できず、疾病・障害の指数がつけられない場合があります。 ●申請時点で病気や障害を理由に、保育園を利用できる基準を満たす就労（月64時間以上）を満たせない状態で勤務又は休業している場合、疾病・障害として申請することとなります。 				
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ●介護・看護の時間は、自宅から介護等の対象者がいる場所（対象者の家や病院）に行くまでの移動時間は含みません。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 介護等が必要な親族が別住所に住んでいる又は病院に入院している場合、所在地までの移動時間を含めずに指数を判断します。 				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指数の対象となる具体例</th> <th>指数の対象にならない具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・親族を病院等に連れていく移動時間 ・介護等のために親族の家に滞在している時間 ・子どもの療育施設の利用時間 ・入院している親族の介護のため病院に滞在している時間 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・親族の家に移動する時間 ・自宅から入院している病院に移動する時間 </td> </tr> </tbody> </table>	指数の対象となる具体例	指数の対象にならない具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・親族を病院等に連れていく移動時間 ・介護等のために親族の家に滞在している時間 ・子どもの療育施設の利用時間 ・入院している親族の介護のため病院に滞在している時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族の家に移動する時間 ・自宅から入院している病院に移動する時間
指数の対象となる具体例	指数の対象にならない具体例				
<ul style="list-style-type: none"> ・親族を病院等に連れていく移動時間 ・介護等のために親族の家に滞在している時間 ・子どもの療育施設の利用時間 ・入院している親族の介護のため病院に滞在している時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族の家に移動する時間 ・自宅から入院している病院に移動する時間 				

【児童の状況】

- 同一世帯の親族が保育している場合は、加点対象になりません。
- 親族等に無償で預けている場合は、加点対象になりません。
- 父母が育児休業中の場合、認可外保育施設等を利用していても、育児休業の指数（2点）となります。
- 認可外保育施設等を一時利用している場合、申請時点で64時間以上の利用実績が確認できない場合、64時間未満の利用の指数（2点）となります。
- 受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設に在園する3歳児クラスの利用調整に関する100点の加点は、4月2次利用調整締切日までに申請しない場合、対象外となります。

【家庭の状況】

- 申請時点で住基登録上、父母が同一世帯の場合、ひとり親の加点の対象外となります。
- 申請時点で住基登録上、父母が同一世帯であっても客観的にひとり親と同等の状態と判断できる場合は、離婚前提の加点の対象となります。

【その他の調整事項】

- 自営業の場合、単身赴任の加点の対象外となります。
- 朝霞市内の保育施設で一年以上保育士として勤務することを誓約する場合、入所日から1年間市内の保育園に在勤を継続しているか確認します。誓約に違反している場合、退園となります。
- 申請締切日時点において、出産する予定がある方は、一年以上の勤務することができないため、保育士継続勤務誓約書による加点を受けることはできません。
- 朝霞市内の保育施設で一年以上保育士として勤務することを誓約して入所した後、勤務期間が1年に満たない内に産前産後休業等で休職する場合、休職期間は勤務継続期間に含みません。復帰後、既に勤務した期間を含め、延べ一年以上保育士として朝霞市内の保育施設で勤務する必要があります。
- きょうだいが保育所等の利用調整をしている又は認可保育施設に在園している場合の加点は、在園児童が保育認定を受けている場合のみ対象となります。（事業所内保育事業の従業員枠を除く）
 - ⇒ 保育所等の利用調整申請を行わず、きょうだいが新制度に移行した幼稚園又は認定こども園の教育認定を受けている場合、加点の対象外となります。
- 転所申請において、きょうだいが同じ認可施設になるための加点は、必ず同じ施設になるように転所申請を行った場合、対象となります。同じ施設にならない可能性がある場合は、加点の対象外となります。

（例） 兄 浜崎保育園、弟 東朝霞保育園 在園

指数の対象となる具体例	指数の対象にならない具体例
<ul style="list-style-type: none">・兄の転所申請で東朝霞保育園のみを希望する・弟の転所申請で浜崎保育園のみを希望する・きょうだい条件を同時同所として、兄弟の転所申請で浜崎及び東朝霞保育園以外の保育園に転所申請をする（1園のみ希望の場合は同時希望でも可）	<ul style="list-style-type: none">・兄の転所申請で東朝霞保育園以外の施設も希望する・弟の転所申請で浜崎保育園以外の施設も希望する・きょうだい条件を同時同所とせず、兄弟の転所申請で複数施設を希望する

※3人以上のきょうだいの場合、いずれかのきょうだいが同じ施設になるような内容の申請であれば加点の対象となります。

- 転所申請において、同じ施設を利用しているきょうだいが同じ施設になるよう転所申請しても、加点の対象になりません。
- 育児休業の延長するための減算は、育児休業取得中の父又は母がいない場合、希望することはできません。

その他

- 利用調整（選考）は、指数の高い方から順番に利用内定の判定を行います。判定方法は、希望施設のいずれかに欠員があれば内定、希望施設すべてに欠員がなければ保留となります。内定と保留の判定は申請された希望施設の順に行いますので、行きたいと思う順番で記入してください。
- 利用調整は、提出された書類に基づき申請時点の状況で判断します。
- 書類に不備等がある場合、速やかに改善されなければ利用調整を行えない場合があります。
- 提出された書類に虚偽がある場合（申請内容に変更があったにもかかわらず、意図的に変更しなかった場合も含みます）、内定の取り消しまたは在園施設を退所していただきます。また、不正な手段を用いて施設給付を受けた場合、刑事罰の対象となる場合があります。

1 2 利用内定後の手続きについて

(1) 子どもの面談・体験保育

内定した保育園等で子どもの面談を実施し、集団保育の可否を確認します。お子さんと一緒に面談へお越しください。面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合には、体験保育（2日間程度、保護者同伴）を実施することがあります。（詳しくは該当者へ通知します。）

なお、利用開始予定日までに面談（体験保育）を受けられない場合や、面談等の結果、集団保育に適さないと判断された場合、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった施設には入所とならないことなど、入所が承諾されないことがありますので、ご了承ください。

(2) 入所説明会への出席

入所説明会は、利用内定施設が保育園等で行います。なお、認定こども園または地域型保育施設に利用内定となった方につきましては、施設と利用契約をしていただきます。

(3) 利用者負担額の算定・納付

市が利用者負担額を算定し、通知します。算定・納付方法等につきましては、70～73ページをご参照ください。

(4) 利用内定の辞退について（転所内定者は除く ⇒ 46ページ参照）

保育園等の利用内定を辞退する場合には、必要書類（『保育所等利用内定（入所承諾）辞退届出書』等）を提出してください。なお、辞退する際は、以下の点にご注意ください。

【辞退に係る注意事項】

- ① 同一年度内は、辞退した保育園等へ再度の申請はできませんのでご了承ください。また、辞退されると、その後の利用調整において保留となった場合でも、翌年度の利用調整において前年度保留者の指数の対象外となります。
- ② 利用内定を辞退し、翌月以降の利用調整を申請する場合は、締切日までに併せて『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となります。申請受付期間は、35ページに記載の期間となりますので、締切日にご注意ください。
- ③ 『保育所等利用調整結果通知書（利用内定）』に記載されている「利用開始予定日」以降の手続きは、辞退の手続きではなく、退所の手続き（『保育所等退所届兼退所報告書』の提出）となります。なお、『保育所等退所届兼退所報告書』提出日までの間は利用者負担額が発生します。
- ④ 『保育所等利用調整結果通知書（利用保留）』は、入所辞退後の利用調整にて、入所ができないことが決定した場合に送付します。
- ⑤ 入所をお待ちのご家庭もありますので、手続きはお早めをお願いします。

13 ならし保育について

お子さんが保育園等での集団生活や新しい環境に1日でも早く慣れ、平常保育に取り組めるよう、入所（転所も含む）後に「ならし保育」を実施しています。「ならし保育」の期間は短い時間での保育となることから、早い時間での迎えをお願いします。

「ならし保育」はおおむね5日間ですが、施設により異なります。また、お子さんの状況等により延長する場合があります。

労働時間等に応じた延長保育の利用は、この「ならし保育」の期間を経てからとなりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

14 利用保留（待機）となった場合について

◆ 保留となった後の利用調整について

令和7年2月1日入所まで、毎月利用調整を実施しています。利用保留となった後の利用調整結果については、利用内定となった場合のみ通知を発送します。

毎月、利用保留の通知は発送しませんのでご了承ください。

なお、利用保留の通知の再発行を希望される場合は、再発行までに10日程度の日数を要しますので、お早めに保育課保育係までご連絡ください。

◆ 申請内容の変更について

保留期間中に申請内容に変更が生じた際は、利用調整における指数等が変動し、利用調整結果に影響する場合がありますため、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。変更があったにもかかわらず申請がない場合、利用内定となっても利用調整結果が取消しとなることがあります。すみやかに必要書類をご提出ください。（45ページ参照）

◆ 令和5年度・令和6年4月の利用調整申請を同時に行っている場合について

令和5年度及び令和6年4月利用調整を同時にしている方が、令和5年度に保育所等に入所内定となった場合、令和6年4月保育所等利用調整申請は取り下げ扱いとなります（転所申請を含む）。令和5年度に入所した施設と別の施設を希望する場合は、新たに転所申請が必要です。申請が可能な時期と締切については、下記の表をご確認ください。

※令和5年度の入所内定となった時点で令和6年4月の利用調整は取り下げ扱いとなるため、内定を辞退した場合、令和6年度変更申請が必要です。

※令和6年1月および2月利用調整を行うのは、令和6年4月1次申請締切日以降となるため、転所申請ができるのは令和6年4月2次申請からとなります。

※令和5年度に連携施設が幼稚園又は連携施設がない小規模保育施設（40ページ参照）の2歳児クラスに入所内定となった場合には、申請の取り下げ扱いにはなりません。

なお、100点の加点を受ける場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。

令和5年度入所月	令和6年4月 転所申請可能時期	
令和5年12月	4月1次選考 締切日 令和5年11月17日（金）	4月2次選考 締切日 令和6年2月16日（金）
令和6年1月		
令和6年2月		

◆ 令和7年度の利用調整申請について

保育園等の利用調整申請については、年度ごとの申請が必要です。令和7年4月以降の利用調整申請については、あらためて申請が必要となりますので、ご注意ください。

利用調整については、毎年見直しを行っておりますので、次年度以降でルールや書式が変わることがあります。申請書類の配付や申請受付の期間については、「広報あさか」や市のホームページ等に掲載します。掲載時期は例年10月頃ですが、時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。

◆ 利用調整申請の取り下げについて

保育の必要な事由を満たさなくなったときや、入所の意思がなくなったときには、保育課保育係まで『保育所等入所（転所）申請取下届出書』を提出してください。

（例）朝霞市外に転出する、育児休業期間を延長する 等

◆ 家庭保育室保育料補助制度

保育を必要とする0～2歳児のお子さんが、朝霞市が指定する家庭保育室を利用した場合には、保育料補助制度があります。

なお、家庭保育室に関する詳しい内容については、『朝霞市指定家庭保育室・認可外保育施設のご案内』をご覧ください。

◆ 企業主導型保育事業

認可外保育施設のうち、主に子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員のお子さんを保育するため、国の「企業主導型保育事業助成金」を活用して設置・運営されている事業所内保育施設です。

認可外保育施設指導監督基準のほか、国の助成を受けるための要件を満たして運営しています。従業員のお子さんと一緒に地域のお子さんを保育する施設もあります。

なお、朝霞市内の企業主導型保育施設に関する詳しい内容については、『朝霞市指定家庭保育室・認可外保育施設のご案内』をご覧ください。